流山市市民参加推進委員会委員公募要領

令和８年１１月１日募集

市では、流山市市民参加条例（平成２４年流山市条例第１９号）施行に伴い、流山市市民参加推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は「公募による市民等」、「市内で地域活動を行う団体を代表する者」及び「学識経験を有する者」で構成することとしています。

このうち「公募による市民等」について、広く市民等の意見や考えを推進委員会に反映するため募集をするものです。

１　推進委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりです。

（１）この条例の運用に関する評価及び改善のための答申及び建議

（２）この条例の見直しに関する審議、検討及び調査

（３）前２号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的事項の審議、検討及び調査

２　推進委員会の委員の身分

非常勤特別職（地方自治法第２０２条の３第２号及び地方公務員法第３条第３項第３号の規定による。）

３　公募者数

４人以内

４　募集の方法等

（１）応募の要件（応募日現在で、ア～ウの全てに該当すること）

ア　満１８歳以上の方

イ　次のいずれかに該当する方

・本市の住民基本台帳に登録されている方

・市内で働く方

・市内で就学する方

ウ　流山市の他の３つ以上の附属機関等の委員でない方

（２）応募期間

令和８年１１月１日（日）から１１月３０日（月）（必着）まで

（３）応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、ＦＡＸ、メール又は持参してください。

5　選考方法等

（１）第１次選考（書類審査）

申込書に記入された内容が応募資格に適合するか審査します。

（２）第２次選考（面接）

市民参加条例第７条第２項に基づき、市民等の多様な意見が反映されるよう総合的に考慮して、第１次選考合格者と行います。

（３）決定

面接結果をもとに、選考委員会の合議により決定します。

6　選考日程

（１）書類審査結果通知　令和８年１２月頃

（２）面接　令和８年１月１５日（金）

（３）面接結果通知　令和８年２月頃

（４）委嘱　令和８年４月頃

7　報酬

日額７，２００円（流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によります。）

8　任期及び開催回数

（１）委嘱の日から２年間

（２）委員会は年５回程度、原則として平日の日中に開催します。

9　その他

（１）採用者は、市ホームページで氏名を掲載させていただきます。

（２）選考の結果については、応募者全員に文書で通知します。

（３）応募書類等は返却しません。

（４）委員となった際は、委員会の運営に当たり、パソコン等でのメールのやりとり、Excel 及び Word での文書の閲覧・入力を行う業務があります。

１０　応募及び問い合わせ先

〒２７０－０１９２

千葉県流山市平和台１丁目１番地の１

流山市役所市民生活部コミュニティ課（市役所第２庁舎２階）

電話　０４－７１５０－６０７６

FAX　０４－７１５９－０９５４

メール　komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp

メールアドレス用